

ガスの小売全面自由化が始まります

＜今回の相談事例＞

ガスの小売全面自由化というニュースを最近よく聞きますが、内容や注意事項があれば教えてください。

【アドバイス】

●正確な情報を収集し、便乗した勧誘に注意しましょう。

平成29年4月1日より、ガスの小売全面自由化が始まります。これまで都市ガスの契約は地域ごとの特定の事業者としか契約ができませんでした。しかし、自由化により複数の事業者の中から消費者が契約先を選択できるようになります。都市ガス事業者間の切り替えの場合、ガスメーターの維持管理は原則としての従来的一般ガス事業者によって行われるため、ガスメーターやガス器具（ガスコンロ、給湯器等）の取替えは必要ありません。

●制度や条件など内容をよく確認し契約しましょう。

ガスの小売全面自由化に向けて、様々なガス小売事業者による事前営業活動等が行われることが予想されます。そこで「料金が安くなる」といった勧誘トークだけで判断せず、

①どのような条件で安くなるのか

②セット割引の場合、自分には不要なサービスがセットされていないか

③解約をする際の条件や違約金が発生しないか

などをよく確認しましょう。なお、何も手続きをしなかった場合には、引き続き、今まで供給を受けていた事業者から供給されます。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

門 司【門司区役所東棟1F】 ☎331-8383

小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

若 松【若松区役所2F】 ☎761-5511

八幡東【八幡東区役所本館2F】 ☎671-3370

八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

消費者ホットライン ☎^{いやや!}188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)

福岡県警察相談窓口 ☎ #9110(24時間対応)



まもりん



みもりん